



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 公安委員会規則

*11 和歌山県警察署組織規則の一部を改正する規則 2

○ 告示

1051 公文書開示の実施状況の公表 (総務課) 2

1052 個人情報保護に関する法律の施行の状況及び個人情報保護条例の運用状況の公表
(") 3

1053 有害図書等の指定 (こども支援課) 4

1054 指定自立支援医療機関の指定 (こころの健康推進課) 4

1055 六箇井土地改良区の役員の就退任 (農業農村整備課) 5

*1056 平成12年和歌山県告示第305号(家畜伝染病予防法の施行に関する事務手数料)の一部
改正 (畜産課) 5

1057 保安林の指定施業要件変更予定 (森林整備課) 6

1058 " (") 6

1059 " (") 7

1060 " (") 7

1061 地籍調査の成果の認証 (用地対策課) 8

1062 " (") 8

1063 " (") 8

1064 " (") 9

1065 " (") 9

1066 " (") 9

1067 " (") 10

1068 " (") 10

1069 " (") 11

1070 " (") 11

1071 " (") 11

1072 " (") 12

1073 " (") 12

1074 " (") 12

1075 " (") 13

1076 " (") 13

1077 " (") 14

1078 急傾斜地崩壊危険区域の指定 (砂防課) 14

1079 和歌山下津港港湾計画の変更の概要 (港湾漁港整備課) 14

1080 一般競争入札による落札者の決定 (総務事務集中課) 15

1081 " (") 15

○ 選挙管理委員会告示

78 政治団体の届出事項の異動の届出 16
79 政治団体の解散の届出 17
80 政治団体の設立の届出 17
81 資金管理団体の届出 18

公安委員会規則

和歌山県公安委員会規則第11号

和歌山県警察署組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年11月29日

和歌山県公安委員会委員長 竹山 早穂

和歌山県警察署組織規則の一部を改正する規則

和歌山県警察署組織規則（昭和32年和歌山県公安委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表第2（第4条の2関係） 検問所等の所属、名称及び位置			別表第2（第4条の2関係） 検問所等の所属、名称及び位置		
所属	検問所、警備派出所及び警察官連絡所の名称及び位置		所属	検問所、警備派出所及び警察官連絡所の名称及び位置	
	名称	位置		名称	位置
略	略		略	略	
和歌山県 和歌山 山 東 警察 署	小倉警察官連絡 所	略	和歌山県 和歌山 山 東 警察 署	小倉警察官連絡 所 川永警察官連絡 所	略 和歌山市川辺
略	略		略	略	

附 則

この規則は、令和6年12月1日から施行する。

告 示

和歌山県告示第1051号

和歌山県情報公開条例（平成13年和歌山県条例第2号）第37条第2項の規定に基づき、令和5年度における公文書の開示についての実施状況を次のとおり公表する。

令和6年11月29日

和歌山県知事 岸 本周 平

1 公文書の開示の請求件数並びに公文書の全部開示、部分開示及び非開示の決定件数等

開示請求の件数	決 定 件 数 等					取下げ
	開 示		非 開 示			
	全部	部分	非開示情報	不存在	存否応答拒否	
6,731	5,229	1,311	4	73	10	104

2 公文書の開示の申出件数及びその処理状況

開示申出の件数	処 理 状 況					取下げ
	開 示		非 開 示			
	全部	部分	非開示情報	不存在	存否応答 拒 否	
56	19	26	2	7	0	2

3 審査請求の件数及びその処理状況

審査請求の件数	処 理 状 況					
	全部認容	一部認容	棄 却	却 下	取下げ	審査中
20 (2)	0	0	1	0	0	19 (2)

() の数字は、令和3年度及び令和4年度の審査請求であって、令和5年度まで審査が及んだもの

和歌山県告示第1052号

和歌山県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年和歌山県条例第38号）第6条の規定に基づき令和5年度における個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行の状況を、同条例附則第4項及び第5項の規定によりなお従前の例によることとされた同条例附則第2項の規定による廃止前の和歌山県個人情報保護条例（平成14年和歌山県条例第66号。以下「旧条例」という。）第60条第2項の規定に基づき同年度における旧条例の運用状況を、次のとおり公表する。

令和6年11月29日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 個人情報ファイル簿の件数

428件

2 保有個人情報の請求及び決定件数等

(1) 開示

開示請求書の 枚 数	決 定 件 数 等			
	開 示		不開示	取下げ
	全 部	部 分		
79	7	61	16	6

(2) 訂正及び利用停止

訂正請求の 件 数	決定件数			利用停止 請求の件数	決定件数		
	訂 正		不訂正		利 用 停 止		不利用 停 止
	全部	部分			全部	部分	
0	0	0	0	0	0	0	

3 審査請求の件数及びその処理状況

(1) 法適用分

審査請求の件数	処 理 状 況					
	全部認容	一部認容	棄 却	却 下	取下げ	審査中
9	0	0	0	0	0	9

(2) 旧条例適用分

審査請求の件数	処 理 状 況					
	全部認容	一部認容	棄 却	却 下	取下げ	審査中
5 (1)	0	0 (1)	0	0	0	5

() の数字は、令和3年度の審査請求であって、令和5年度まで審査が及んだもの

4 行政機関等匿名加工情報の提案の件数及び処理状況

募集期間（令和5年8月21日～同年9月21日）

提案の件数	処 理 状 況				
	適 合			不 適 合	取下げ
	提供済	手続中	契約申込 なし		
0	0	0	0	0	0

和歌山県告示第1053号

和歌山県青少年健全育成条例（昭和53年和歌山県条例第36号）第13条第1項の規定により、有害図書等として、次のものを令和6年11月19日指定した。

令和6年11月29日

和歌山県知事 岸 本 周 平

種 別	図 書 等 名	コード番号	発 行 所 名
コミック	魔物語愛しのベティ 魔女のベティと子育て戦争	50466-37	リイド社
コミック	特命係長只野仁 女子アナ危険注意報	59004-09	ぶんか社
雑 誌	週刊実話ザ・タブー 12月7日号	20327-12/7	日本ジャーナル出版
コミック	奥さまは仕事人	59004-06	ぶんか社
雑 誌	特ダネTAB00!53	ISBN978-4-89212-754-0	インテルフィン
雑 誌	芸能お宝最新特報BUZ0000N!!! Vol. 20	ISBN978-4-89212-751-9	インテルフィン

指定理由

著しく性的感情を刺激し、著しく粗暴性若しくは残忍性を助長し、又は犯罪若しくは自殺を誘発し、若しくは著しくこれを助長する等青少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

和歌山県告示第1054号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり指定したので公示する。

令和6年11月29日

和歌山県知事 岸 本 周 平

医療機関の名称	医療機関の所在地	担当する医療の種類 (薬局は除く。)	主として担当する医師 (薬剤師)の氏名又は訪問 看護ステーション等の名称	指 定 年 月 日
株式会社Walk	和歌山市神波30-122	訪問看護	訪問看護リハビリステーションうらら	令和 6.11.1

和歌山県告示第1055号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、六箇井土地改良区の役員について次のとおり公告する。

令和6年11月29日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 退任した役員（令和6年11月4日退任）

職名	氏名	住 所
理事	竹田元一	岩出市中島494番地
理事	田中幹男	和歌山市藤田178番地
理事	湯川徳弘	和歌山市川辺524番地
理事	辻朗文	和歌山市永穂235番地
理事	川崎勝	和歌山市宇田森276番地1
理事	川寄晃史	和歌山市田屋182番地
理事	松田隆	和歌山市園部753番地
理事	玉井良弘	和歌山市直川1755番地
監事	平岡卓治	和歌山市平岡283番地
監事	西崎嘉兼	和歌山市楠本418番地
監事	田井義廣	和歌山市西田井334番地
監事	宮脇宏	和歌山市直川1796番地
監事	宮本亘	和歌山市里144番地

2 就任した役員（令和6年11月5日就任）

職名	氏名	住 所
理事	田村和平	岩出市中島557番地の2
理事	平岡卓治	和歌山市平岡283番地
理事	湯川徳弘	和歌山市川辺524番地
理事	辻朗文	和歌山市永穂235番地
理事	山本和也	和歌山市上野104番地
理事	川寄晃史	和歌山市田屋182番地
理事	松田隆	和歌山市園部753番地
理事	杉山直美	和歌山市永穂316番地2
監事	土岐明輝	岩出市吉田150番地
監事	西崎嘉兼	和歌山市楠本418番地
監事	田井守	和歌山市北15番地
監事	宮脇宏	和歌山市直川1796番地
監事	宮本亘	和歌山市里144番地

和歌山県告示第1056号

和歌山県使用料及び手数料条例（昭和22年和歌山県条例第28号）別表第3第12項第12号ア及びウの規定により、平成12年和歌山県告示第305号（家畜伝染病予防法の施行に関する事務手数料）の一部を次のように改正し、告示の日から適用する。

令和6年11月29日

和歌山県知事 岸 本 周 平

第1項中

「みつばち	1件につき	60円	」を
「蜜蜂	1件につき	60円	」に改め、
第2項中			
「豚コレラ及び豚丹毒予防注射	1件につき	220円	」を
「豚熱及び豚丹毒予防注射	1件につき	220円	」に、
「豚コレラ・丹毒混合予防注射	1件につき	300円	」を
「豚熱・丹毒混合予防注射	1件につき	300円	」に、
「牛アカバネ・アイノ・チュウザン三種混合予防注射	1件につき	1,300円	」を
「牛アカバネ・アイノ・チュウザン三種混合予防注射	1件につき	1,300円	」に改める。
牛アカバネ・アイノ・チュウザン・ピートン四種混合予防注射	1件につき	1,800円	

和歌山県告示第1057号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和6年11月29日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 日高郡みなべ町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林林業局森林整備課及び日高振興局農林水産振興部林務課並びにみなべ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第1058号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和6年11月29日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 西牟婁郡すさみ町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

西牟婁郡すさみ町（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びにすさみ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第1059号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和6年11月29日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 東牟婁郡那智勝浦町（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林林業局森林整備課及び東牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに那智勝浦町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第1060号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和6年11月29日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 東牟婁郡那智勝浦町（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林林業局
森林整備課及び東牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに那智勝浦町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第1061号

和歌山県御坊市藤田町藤井の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和6年11月29日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県御坊市
- 2 調査を行った時期
令和4年4月1日から令和6年3月22日まで
- 3 成果の名称
和歌山県御坊市藤田町藤井の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県御坊市藤田町藤井の一部地区
- 5 認証年月日
令和6年11月18日

和歌山県告示第1062号

和歌山県御坊市名田町野島の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和6年11月29日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県御坊市
- 2 調査を行った時期
令和4年4月1日から令和6年3月26日まで
- 3 成果の名称
和歌山県御坊市名田町野島の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県御坊市名田町野島の一部地区
- 5 認証年月日
令和6年11月18日

和歌山県告示第1063号

和歌山県御坊市名田町上野の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和6年11月29日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県御坊市

- 2 調査を行った時期
令和4年4月1日から令和6年3月27日まで
- 3 成果の名称
和歌山県御坊市名田町上野の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県御坊市名田町上野の一部地区
- 5 認証年月日
令和6年11月18日

和歌山県告示第1064号

和歌山県田辺市龍神村小家の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和6年11月29日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県田辺市
- 2 調査を行った時期
令和4年4月1日から令和6年3月18日まで
- 3 成果の名称
和歌山県田辺市龍神村小家の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県田辺市龍神村小家の一部地区
- 5 認証年月日
令和6年11月18日

和歌山県告示第1065号

和歌山県田辺市西大谷の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和6年11月29日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県田辺市
- 2 調査を行った時期
令和4年4月1日から令和6年3月8日まで
- 3 成果の名称
和歌山県田辺市西大谷の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県田辺市西大谷の一部地区
- 5 認証年月日
令和6年11月18日

和歌山県告示第1066号

和歌山県有田郡有田川町大字吉原の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和6年11月29日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県有田郡有田川町
- 2 調査を行った時期
令和3年3月9日から令和6年3月5日まで
- 3 成果の名称
和歌山県有田郡有田川町大字吉原の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県有田郡有田川町大字吉原の一部地区
- 5 認証年月日
令和6年11月18日

和歌山県告示第1067号

和歌山県日高郡みなべ町東岩代の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和6年11月29日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県日高郡みなべ町
- 2 調査を行った時期
令和4年4月1日から令和6年3月8日まで
- 3 成果の名称
和歌山県日高郡みなべ町東岩代の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県日高郡みなべ町東岩代の一部地区
- 5 認証年月日
令和6年11月18日

和歌山県告示第1068号

和歌山県日高郡みなべ町熊瀬川の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和6年11月29日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県日高郡みなべ町
- 2 調査を行った時期
令和4年4月1日から令和6年3月7日まで
- 3 成果の名称
和歌山県日高郡みなべ町熊瀬川の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県日高郡みなべ町熊瀬川の一部地区
- 5 認証年月日
令和6年11月18日

和歌山県告示第1069号

和歌山県日高郡日高川町大字寒川（小川）の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したもので同条第4項の規定により公告する。

令和6年11月29日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県日高郡日高川町
- 2 調査を行った時期
令和3年4月1日から令和6年3月21日まで
- 3 成果の名称
和歌山県日高郡日高川町大字寒川（小川）の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県日高郡日高川町大字寒川（小川）の一部地区
- 5 認証年月日
令和6年11月18日

和歌山県告示第1070号

和歌山県日高郡日高川町大字寒川の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したもので同条第4項の規定により公告する。

令和6年11月29日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県日高郡日高川町
- 2 調査を行った時期
令和4年3月9日から令和6年3月21日まで
- 3 成果の名称
和歌山県日高郡日高川町大字寒川の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県日高郡日高川町大字寒川の一部地区
- 5 認証年月日
令和6年11月18日

和歌山県告示第1071号

和歌山県日高郡日高川町大字寒川（小川）の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したもので同条第4項の規定により公告する。

令和6年11月29日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県日高郡日高川町
- 2 調査を行った時期
令和4年3月9日から令和6年3月21日まで

- 3 成果の名称
和歌山県日高郡日高川町大字寒川（小川）の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県日高郡日高川町大字寒川（小川）の一部地区
- 5 認証年月日
令和6年11月18日

和歌山県告示第1072号

和歌山県西牟婁郡白浜町瀬戸の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和6年11月29日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県西牟婁郡白浜町
- 2 調査を行った時期
令和4年3月14日から令和6年1月15日まで
- 3 成果の名称
和歌山県西牟婁郡白浜町瀬戸の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県西牟婁郡白浜町瀬戸の一部地区
- 5 認証年月日
令和6年11月18日

和歌山県告示第1073号

和歌山県伊都郡かつらぎ町大字短野の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和6年11月29日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県伊都郡かつらぎ町
- 2 調査を行った時期
令和3年4月1日から令和6年2月8日まで
- 3 成果の名称
和歌山県伊都郡かつらぎ町大字短野の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県伊都郡かつらぎ町大字短野の一部地区
- 5 認証年月日
令和6年11月18日

和歌山県告示第1074号

和歌山県伊都郡高野町大字細川の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和6年11月29日

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県伊都郡高野町
- 2 調査を行った時期
令和4年4月1日から令和6年3月19日まで
- 3 成果の名称
和歌山県伊都郡高野町大字細川の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県伊都郡高野町大字細川の一部地区
- 5 認証年月日
令和6年11月18日

和歌山県告示第1075号

和歌山県伊都郡高野町大字東富貴の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和6年11月29日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県伊都郡高野町
- 2 調査を行った時期
令和4年4月1日から令和6年3月19日まで
- 3 成果の名称
和歌山県伊都郡高野町大字東富貴の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県伊都郡高野町大字東富貴の一部地区
- 5 認証年月日
令和6年11月18日

和歌山県告示第1076号

和歌山県伊都郡高野町大字大滝の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和6年11月29日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県伊都郡高野町
- 2 調査を行った時期
令和4年4月1日から令和6年3月19日まで
- 3 成果の名称
和歌山県伊都郡高野町大字大滝の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県伊都郡高野町大字大滝の一部地区
- 5 認証年月日
令和6年11月18日

和歌山県告示第1077号

和歌山県日高郡印南町大字高串地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和6年11月29日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県日高郡印南町
- 2 調査を行った時期
令和4年4月1日から令和6年3月15日まで
- 3 成果の名称
和歌山県日高郡印南町大字高串地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県日高郡印南町大字高串地区
- 5 認証年月日
令和6年11月18日

和歌山県告示第1078号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

令和6年11月29日

和歌山県知事 岸 本 周 平

木ノ本地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる土地に存する標柱9号から11号までを順次結んだ線、既設標柱8号と11号を結んだ線、既設標柱7号と8号を結んだ線及び既設標柱7号と9号を結んだ線によって囲まれた区域を、昭和49年3月7日和歌山県告示第142号で指定した木ノ本地区急傾斜地崩壊危険区域に追加する。この場合において、各標柱を結ぶ線は直線とする。

標柱を設置した地番

標柱番号	郡 市	町 村	大 字	字	地 番	備 考
9号	和歌山市		木ノ本	片山	1854番	
10号	〃		〃	〃	1853番3	
11号	〃		〃	釜山	707番2	

和歌山県告示第1079号

港湾法（昭和25年法律第218号）第3条の3第9項の規定に基づき、和歌山下津港港湾計画の変更の概要を次のとおり公示する。

令和6年11月29日

和歌山下津港港湾管理者 和歌山県
代表者 和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 港湾計画の変更の概要
平成9年和歌山県告示第1150号及び平成23年和歌山県告示第231号によりその概要を公示した和歌山下津港港湾計画について、変更した事項は次のとおりである。
(1) 外郭施設計画

次の外郭施設を計画から削除する。

地区名	種別	延長
海南地区	海南南波除堤	20m

(2) 港湾及び港湾に隣接する地域の保全計画

次の津波防波堤を計画から削除する。

地区名	種別	延長
海南外港航路	可動式防波堤	230m

2 港湾計画の縦覧の場所

和歌山市湊通丁北一丁目2番1 和歌山県庁南別館8階 和歌山県県土整備部港湾空港局港湾漁港整備課

和歌山県告示第1080号

令和6年度液体クロマトグラフ質量分析装置（食品分析用）について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和6年11月29日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 落札に係る調達物品の名称及び数量
液体クロマトグラフ質量分析装置（食品分析用） 一式
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
和歌山県会計局総務事務集中課
和歌山市小松原通一丁目1番地
- 落札者を決定した日
令和6年11月13日
- 落札者の氏名及び住所
セイコーメディカル株式会社
和歌山県和歌山市築港六丁目9番10号
- 落札金額
55,000,000円（うち消費税及び地方消費税の額5,000,000円）
- 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 特例政令第6条の公告を行った日
令和6年10月1日

和歌山県告示第1081号

令和6年度液体クロマトグラフ質量分析装置（環境分析用）について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和6年11月29日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 落札に係る調達物品の名称及び数量
液体クロマトグラフ質量分析装置（環境分析用） 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
和歌山県会計局総務事務集中課
和歌山市小松原通一丁目1番地
- 3 落札者を決定した日
令和6年11月13日
- 4 落札者の氏名及び住所
セイコーメディカル株式会社
和歌山県和歌山市築港六丁目9番10号
- 5 落札金額
40,480,000円（うち消費税及び地方消費税の額3,680,000円）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
令和6年10月1日

選挙管理委員会告示

和歌山県選挙管理委員会告示第78号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和6年11月29日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
自由民主党北山支部	泉清久	主たる事務所の所在地	東牟婁郡北山村大沼148	東牟婁郡北山村大沼87	令和6.10.1
		代表者	泉清久	久保隆俊	令和6.8.14
		会計責任者	藪本英明	山口賢二	令和6.10.1
日本維新の会衆議院和歌山県第1選挙区支部	林佑美	主たる事務所の所在地	和歌山市松江749番地15	和歌山市十二番丁31番地 雑賀ビル1階	令和6.10.1
日本維新の会和歌山県有田市支部	武田豊治	主たる事務所の所在地	有田市初島町浜1181-6	有田市宮崎町253-8	令和6.10.5
		代表者	武田豊治	池田敦城	令和6.10.5
		会計責任者	武田豊治	池田敦城	令和6.10.5

その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日

東原伸也後援会	田村博史	会計責任者	東原美保	東原正治	令和 5.8.31
山本大地後援会	山本大地	国会議員関係政治団体の区分 (公職の種類)	法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体 衆議院議員(候補者等)	国会議員関係政治団体以外の政治団体	令和 6.9.20
吾妻正崇後援会	吾妻正崇	代表者	吾妻正崇	亀井二三男	令和 6.9.30
税理士による二階俊博後援会	原均	国会議員関係政治団体の区分 (公職の候補者の氏名及び公職の種類)	国会議員関係政治団体以外の政治団体	法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体 二階俊博、衆議院議員(現職)	令和 6.10.10
上山ひさし後援会	田中政彦	主たる事務所の所在地	有田市辻堂697-1	有田市辻堂905-5	令和 6.10.16
森岡しげおと太地の未来と夢を語る会	森岡茂夫	会計責任者	森岡さと子	森岡祐策	令和 6.10.25
MELON和歌山社会活動委員会	河原田壮	会計責任者	大重季輝	清水輝彦	令和 6.11.1

和歌山県選挙管理委員会告示第79号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和6年11月29日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	解 散 年月日
自由民主党和歌山県和歌山市第二十支部	山本大地	令和 6.9.19

その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	解 散 年月日
さこん誠を支える会	左近誠	令和 6.3.29
二階俊博北山村後援会	山口賢二	令和 6.9.30
山本勉後援会	山本勉	令和 6.10.23
門博文後援会	門博文	令和 6.10.31

和歌山県選挙管理委員会告示第80号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第6条第1項の規定による政治団体の設立の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和6年11月29日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

政党の支部

法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体とみなされる政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	公職の種類(第1号)	1以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部	届出年月日
自由民主党和歌山県衆議院支部	二階俊博	中村裕一	御坊市島440-1	衆議院議員	○	令和6.9.12
自由民主党和歌山県第一選挙区支部	山本大地	打田正樹	和歌山市ト半町35	衆議院議員	○	令和6.9.26
立憲民主党和歌山県第2区総支部	新古祐子	新古祐子	和歌山市九番丁10 九番丁ビル5階	衆議院議員	○	令和6.10.7

その他の政治団体

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
にかい伸康那智勝浦町後援会	上地秀和	小林晃	東牟婁郡那智勝浦町狗子ノ川157-711	令和6.9.19
牛田ゆか後援会	牛田佑佳	牛田匡義	岩出市西野175-11	令和6.9.27
東野ひでき和歌山県後援会	坂東紀好	林勝治	和歌山市美園町五丁目1-1	令和6.10.1
たばた正昭後援会	田畑正昭	田畑昭二	岩出市水栖490-7	令和6.10.1
にかい伸康北山村後援会	泉清久	藪本英明	東牟婁郡北山村大沼148	令和6.10.1
岸本周平北山村後援会	泉清久	久保學	東牟婁郡北山村大沼148	令和6.10.1

和歌山県選挙管理委員会告示第81号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条第2項の規定による資金管理団体の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和6年11月29日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

資金管理団体の届出をした者(代表者)の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指定期間
田畑正昭	岩出市議会議員	たばた正昭後援会	岩出市水栖490-7	令和6.10.1